

## 拡張分担金に係る給水量の算定基準

平成 15 年 4 月現在

### ① 住宅（ファミリータイプ）

戸数（戸）× 1.8 m<sup>3</sup>/戸（3.6 人/戸× 0.5 m<sup>3</sup>/人）

・住民のための集会室は、対象外とする

### ② 住宅（ワンルーム）・单身寮

室数（定員）× 1.0 人/室× 0.5 m<sup>3</sup>/人

### ※ 備考（共同住宅、寮等の管理人について）

管理人住居については、定員一人当たり 0.5 m<sup>3</sup>とする

（例 夫婦住込みの場合 2人× 0.5 m<sup>3</sup>/人）

管理室（通いの場合）は、「③店舗・事務所・病院 等」により算定する

### ③ 店舗・事務所・病院 等

ア 1室の床面積 50 m<sup>2</sup>以下のとき 床面積（m<sup>2</sup>）× 0.04 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

イ 1室の床面積 50 m<sup>2</sup>～80 m<sup>2</sup>のとき 室数（室）× 2 m<sup>3</sup>/室

ウ 1室の床面積 80 m<sup>2</sup>以上のとき 床面積（m<sup>2</sup>）× 0.025 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

・ここでの店舗は、飲食店、（調理を伴う）スーパーマーケット等であり、「④店舗（物販）」を除く

・ただし、特に使用水量が多いと認められるものについては、別途算定する

### ④ 店舗（物販）

床面積（m<sup>2</sup>）× 0.006 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

（例 ホームセンター、書店、電器店、洋品店、コンビニエンスストア 等）

### ⑤ 工場・作業所

床面積（m<sup>2</sup>）× 0.015 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

・ただし、特に使用水量が多いと認められるものについては、別途算定する

・事務室等は、「③店舗・事務所・病院 等」による

### ⑥ 学校

保育所・幼稚園・小学校 児童 0.04 m<sup>3</sup>/人、職員 0.1 m<sup>3</sup>/人

中学校・高校 生徒 0.065 m<sup>3</sup>/人、職員 0.1 m<sup>3</sup>/人

専門学校・大学 学生 0.1 m<sup>3</sup>/人、職員 0.1 m<sup>3</sup>/人

・ただし、プールについては別途算定する

### ⑦ 保養所 等

宿泊者 定員（人）× 0.5 m<sup>3</sup>/人

管理人住居 定員（人）× 0.5 m<sup>3</sup>/人

（例 夫婦住込みの場合 2人× 0.5 m<sup>3</sup>/人）

従業員 昼勤者 人数（人）× 0.1 m<sup>3</sup>/人

夜勤者 人数（人）× 0.15 m<sup>3</sup>/人

・宿泊者以外の者も利用する部屋は、「③店舗・事務所・病院 等」により算定する

（例 研修室、会議室、ラウンジ 等）

⑧ ホテル・旅館

宿泊者 定員 (人)  $\times 0.5 \text{ m}^3/\text{人}$

従業員等 昼勤者 人数 (人)  $\times 0.1 \text{ m}^3/\text{人}$

夜勤者 人数 (人)  $\times 0.15 \text{ m}^3/\text{人}$

・宿泊者以外の者も利用する部屋は、「③店舗・事務所・病院 等」により算定する

(例 レストラン、喫茶店、宴会場、会議室 等)

⑨ 公民館・図書館・消防署 等の公共施設

職員 昼勤者 人数 (人)  $\times 0.1 \text{ m}^3/\text{人}$

夜勤者 人数 (人)  $\times 0.15 \text{ m}^3/\text{人}$

利用者・外来者 人数 (人)  $\times 0.03 \text{ m}^3/\text{人}$

⑩ 老人福祉施設 等

利用者 入所者 人数 (人)  $\times 0.5 \text{ m}^3/\text{人}$

デイサービス 人数 (人)  $\times 0.2 \text{ m}^3/\text{人}$

職員 昼勤者 人数 (人)  $\times 0.1 \text{ m}^3/\text{人}$

夜勤者 人数 (人)  $\times 0.15 \text{ m}^3/\text{人}$

外来者 人数 (人)  $\times 0.03 \text{ m}^3/\text{人}$

⑪ プール施設

特殊な処理 (オゾン処理等) 以外における算定は、以下の通りとする

給水量は、a 補給水、b 洗浄水、c 清掃水、d その他用水 の合計とする

a 補給水 ろ過循環ポンプ能力の稼働時間 (平均8時間) の3%

b 洗浄水 1日1回、10分間

(例  $1.0 \sim 1.5 \text{ m}^3/\text{分} \times 10 \text{ 分}$ )

c 清掃水 プール面積  $1 \text{ m}^2$  当たり 10リットル

d その他用水 a~c の合計水量の3%

⑫ 井戸水との併用について

給水計画書により、上水と井戸水の割合を決める

これによれない場合は、上水40%、井戸水60%とする (「空気調和・衛生工学便覧」の「飲料水と雑用水との比率」を参照)

その他

- ・ここに規定していない用途については、給水計画書にもとづき協議して決定する
- ・散水栓については、算定の対象としない

以上